

## 船橋市一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する一時預かり事業のうち、一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号及び雇児発0717第11号）別紙一時預かり事業実施要綱4（3）に規定する幼稚園型Ⅱを実施する施設（以下「実施施設」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、法及び同施行令（昭和23年政令第74号）（以下「地方自治法等」という。）の規定に基づき実施する検査及び指導（以下「指導検査」という。）について必要な事項を定める。

### （指導検査の実施の方針）

第2条 指導検査を行うに当たっては、地方自治法等、労働基準法（昭和22年法律第49号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令の規定及び別に定める指導検査基準（以下「指導検査基準」という。）を基本として実施する。

### （指導検査の種別）

第3条 指導検査の種別は、一般指導検査と特別指導検査とする。

### （一般指導検査の実施方法等）

第4条 一般指導検査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 一般指導検査は、実施施設にて実地により行う。
- (2) 一般指導検査の実施に当たり、必要と認める関係書類について事前に提出させるものとする。
- (3) 一般指導検査は、施設の代表者等の立会いを得て、事前に提出された資料をもとに、関係書類・帳簿を検査する。
- (4) 一般指導検査において、必要と認める場合は、施設の代表者等に対し質問し、説明を求めることができる。
- (5) 一般指導検査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。
- (6) 一般指導検査は、原則として1年に1回実施するものとする。

- 2 一般指導検査において、問題が明らかになった場合は、問題の内容や是正策を明らかにし、問題解決のための具体的な指導及び助言を行う。

(特別指導検査の実施方法等)

第5条 特別指導検査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査に係る事項を定め、当該実施施設にて実地により行う。
  - ① 法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該実施施設の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると認めるに足りる理由があるとき
  - ② 指導検査基準に違反していると疑うに足りる理由があるとき
  - ③ 一般指導検査後の改善が認められないとき
  - ④ 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき
  - ⑤ 死亡事故等の重大事故が発生したとき。
- (2) 特別指導検査は、その目的及び効果をその都度勘案し、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導検査の実施の通知)

第6条 指導検査の実施に当たり、指導検査の実施の日の1月前までに、次に定める事項を文書(第1号様式)により実施施設に通知する。ただし、前条の特別指導検査を実施する場合には、この限りでない。

- (1) 指導検査の対象
- (2) 指導検査の方法
- (3) 指導検査の実施日時及び場所
- (4) 指導検査の担当職員
- (5) 事前提出書類
- (6) その他必要な事項

(指導検査の結果の通知等)

第7条 指導検査の結果の通知等は次に定めるとおりとする。

- (1) 指導検査を実施した職員は、指導検査の終了後、その結果について講評を行う。
- (2) 指導検査を実施した結果は、文書にて施設に通知する。この場合において、

改善報告を要する指摘事項がある場合については第2号様式の1、改善報告を要しない指摘事項のみがある場合については第2号様式の2、指摘事項がない場合については第2号様式の3により通知する。

(結果の通知に対する改善の報告)

第8条 実施施設は、前条第2号に規定する改善報告を要する指摘事項の通知を受けた場合、結果の通知の日から2月以内を限度として市長が指定する期日までに、文書(第3号様式)により、その講じた改善内容を報告しなければならない。

(関係機関への情報提供)

第9条 指導検査の結果及び改善内容等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(検査実施計画)

第10条 検査を効率的に行うため、毎年度検査開始時までには、検査実施計画を定める。

2 検査実施計画においては、該当年度の検査実施日程を定める。なお、特別指導検査は第5条第1号に該当する場合に、適宜実施する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

第1号様式

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年度一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査の実施について（通知）

児童福祉法第34条の14及び第59条の4の規定に基づき、下記のとおり指導検査を実施しますので通知します。

指導検査に際しては、事前に提出していただく書類、指導検査実施日当日に準備していただく書類等について、遺漏のないようお願いいたします。

なお、指導検査当日は管理者及び関係職員の出席について、ご配慮をお願いいたします。

#### 記

1. 指導検査の対象
2. 指導検査の方法
3. 指導検査の実施日時及び場所
4. 指導検査の担当職員
5. 指導検査実施日当日に準備する書類
6. 事前に提出を要する書類
7. 提出期限
8. 提出先

第2号様式の1

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年度一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査の結果について（通知）

下記のとおり実施した指導検査の結果、別添指摘事項について改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導検査当日に担当職員が口頭にて指導した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善を要する指摘事項については、同封の「第3号様式 年度一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査指摘事項に関する改善について（報告）」に必要事項を記入のうえ、改善した事項を証する関係書類等を添付し、下記期限までに報告してください。

記

1. 指導検査の対象
2. 指導検査の方法
3. 指導検査の実施日
4. 報告期限
5. 報告先

第2号様式の2

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年度一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査の結果について（通知）

下記のとおり実施した指導検査の結果、別添指摘事項について改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導検査当日に担当職員が口頭にて指導した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

記

1. 指導検査の対象
2. 指導検査の方法
3. 指導検査の実施日

第2号様式の3

第 号  
年 月 日

様

船橋市長

年度一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査の結果について（通知）

下記のとおり実施した指導検査の結果、指摘事項は特にありませんでした。  
記

1. 指導検査の対象
2. 指導検査の方法
3. 指導検査の実施日

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

法人名  
代表者名

施設名  
施設長名

年度一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査指摘事項に関する改善について  
（報告）

年 月 日付け、 第 号にて通知のありました改善報告を要する指摘事項等について、別紙「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査指摘事項改善報告書」のとおり改善しましたので、関係書類等を添えて報告します。



(第3号様式 別紙)

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）指導検査指摘事項改善報告書

施設名	
指導検査実施日	

改善報告を要する指摘事項	改善した内容